

令和6年度  
ボランティア活動助成事業  
実施要綱

## 1. 目的

ボランティア活動とは、公でできない部分を補完するものではなく、精神的に豊かな生活を市民自身がお互いに創り上げるための一手段となるものである。これから、多種多様な活動が行われることで、より質の高い生活が営めるよう求められる。

しかし、地域で活動するボランティア団体には、活動を進める上でさまざまな課題があり、活動費の確保はなかでも大きな問題である。そういった点を側面的に支援するため、**共同募金を財源**とし、ボランティア活動助成事業を実施する。

## 2. 実施主体

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会

## 3. 助成金の種別及び金額

「一般」助成金：ボランティア活動に直接要する経費について  
1団体あたり年間50,000円以内（千円未満切捨）

※申請額は1活動日につき2,000円で計算され、50,000円を上限とする。

※定例会・練習会などは活動日に含まない。

例) 申請額5万円の場合、25日以上ボランティア活動日が必要。

「特別」助成金：地域福祉に関わる先駆的・モデル的ボランティア活動に要する経費について  
1団体あたり年間100,000円以内（千円未満切捨）

※審査のため申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

## 4. 対象団体

下記の項目全てに該当するボランティア団体

- (1) 桑名市ボランティアセンターに前年度の9月30日までに登録された、法人格を持たないボランティア団体であること。
- (2) 原則、無報酬の活動（交通費、材料費などの実費は除く）であること。
- (3) ボランティア活動の自主性を尊重する観点から、自主財源確保に努力し、構成員による会費負担がなされている。または、バザー収益、資源回収益などの自己資金があること。
- (4) 桑名市を拠点とする活動であること。
- (5) 構成員の相互扶助的な活動に限らず、広く地域の皆様に開かれた活動であること。
- (6) 地域福祉の向上を目的とした活動が計画的・継続的に行われていること。

## 5. 申請方法

期日【令和6年4月30日（火）午後5時】までに提出書類を取り揃えて窓口へ提出。  
期日までは提出書類の修正・追加等の変更を認め、最終変更日を申請受理日として扱う。

## 6. 提出書類

別紙「提出書類一覧表」の通り

## 7. 選考・結果通知・交付

- ・申請受理順に選考し、予算の範囲内で助成先を決定する。
- ・予算都合での一律減額は実施せず、予算を超える申請分は不交付とする。
- ・選考結果および交付予定日は文書で通知する。
- ・助成金は提出された申請書兼請求書に基づき振込にて交付する。

## 8. 助成金の返金

活動日(実績)に2,000円を乗じた額が、一般助成金として交付を受けた金額を下回る場合、指定の期日までに差額分の返金を要する。

例) 一般助成金「20,000円」受給した団体の活動日(実績)が8日の場合、差額「4,000円」を返金する必要がある。

(計算: 8日×2,000円=16,000円, 20,000円-16,000円=4,000円)

## 9. 対象となる経費

ボランティア活動助成金の使途(例)

科目	内容	具体例
消耗品費	ボランティア活動を行うために直接要する経費	事務用品、団体の定例開催に伴う費用 書籍(参加者のために使用する場合のみ)
材料費	ボランティア活動を行うにあたり必要な材料費	製作材料費 例: 絵具、木材
広報費	広報誌作成等にかかる費用	チラシ代、インク代、 写真代
通信運搬費	郵送料、電信電話料	電話代、切手、郵送料、FAX代
旅費交通費	ボランティア活動中の交通費 ※1日の活動につき500円以内とする (団体で500円/日)	慰問先への鉄道、バス運賃等 ガソリン代
賃借料	イベント開催、定例会等に伴う会場使用料、レンタル代等	まちづくり拠点施設等の会場 マイク、スクリーン等
備品購入費	物品の購入に関する費用 ※但し、2,000円以内の物品とする	スコップ、ホウキ ペンチなどの工具類
謝礼金	講演会等の講師謝礼	講師謝礼、謝礼の代わりとなる手土産等
その他諸経費	その他、ボランティア活動に伴う必要経費	ボランティア行事保険代

※各号に掲げるもののほか、目的達成のため必要であると社会福祉法人桑名市社会福祉協議会会長(以下、会長)が認めた費用

※交付決定後において、購入物品や使用目的等の変更は原則認めない。やむを得ず変更を希望する場合は予めその旨を申し出て、許可を受けた場合のみ変更を可能とする。

## 10. 対象とならない経費

具体例
備品（単価 2,000 円を超えるもの）、ボランティア活動保険代、年会費、団体内の交流会・親睦会費用、会員の飲食費用、コンクール等の出演料・登録料等、団体の記録や記念のための写真等、定例会や練習会の交通費、自己研鑽（勉強会、講演会等）に係る費用等

※各号に掲げるもののほか、会長が対象にならないと認めた費用

## 11. 報告

領収書を含む報告書類一式の提出を要する。

## 12. 様式

- 様式 1-1. ボランティア活動助成金申請書兼請求書（一般助成金）
- 様式 1-2. ボランティア活動助成金申請書兼請求書（特別助成金）
- 様式 2. 前年度決算書（共通）
- 様式 3. 当年度予算書（共通）
- 様式 4-1. ボランティア活動助成金報告書（一般助成金）
- 様式 4-2. ボランティア活動助成金報告書（特別助成金）
- 様式 5. 使途決算報告書（共通）
- 様式 6. 領収書添付シート（共通）

ダウンロード

[社協HP](#) → [書類ダウンロード](#) → [ボランティア関係書類](#) → [令和6年度ボランティア活動助成](#)

## 13. お申し込み・お問い合わせ

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会(常盤町 51 番地)

TEL：22-8218 FAX：23-5079

メール：chiiki@kuwana-shakyo.com



社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 多度支所（多度町多度 1-1-1）

TEL：49-2029 FAX：48-6331

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 長島支所（長島町松ヶ島 53-2）

TEL：42-2110 FAX：42-2613



この事業は共同募金配分金で実施されています

# 提出書類一覧表

各様式は、社協ホームページよりダウンロードできます。

桑名市社会福祉協議会ホームページ(<http://www.kuwana-shakyo.com/>)

[社協 HP] ⇒ [書類ダウンロード] ⇒ [ボランティア関係書類] ⇒ 「令和6年度ボランティア活動助成」

## ◎申請に必要な書類

「 一般 」 助成金	① 令和6年度 ボランティア活動助成金申請書兼請求書(一般助成金)〈様式1-1〉 ② 令和5年度 決算書〈様式2〉 ③ 令和6年度 予算書〈様式3〉
「 特別 」 助成金	① 令和6年度 ボランティア活動助成金申請書兼請求書(特別助成金)〈様式1-2〉 ② 令和5年度 決算書〈様式2〉 ③ 令和6年度 予算書〈様式3〉 ④ 活動についての補足資料 ⑤ 見積書

## ◎報告に必要な書類

「 一般 」 助成金	① 令和6年度 ボランティア活動助成金 報告書(一般助成金)〈様式4-1〉 ② 令和6年度 ボランティア活動助成金 使途決算書〈様式5〉 ③ 領収書添付シート〈様式6〉
「 特別 」 助成金	① 令和6年度 ボランティア活動助成金報告書(特別助成金)〈様式4-2〉 ② 令和6年度 ボランティア活動助成金 使途決算書〈様式5〉 ③ 領収書添付シート〈様式6〉

※必ず全ての書類を揃えて申請してください。